

君津市条例第 4 号

君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 9 年君津市条例第 25 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止（第 5 条）

第 3 章 埋立て事業の規制（第 6 条—第 32 条）

第 4 章 雑則（第 33 条—第 36 条）

第 5 章 罰則（第 37 条—第 40 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、使用される土砂等の排出、運搬及び埋立て等に対する監視及び規制を行うことにより、良好な自然環境及び市民の健康で安全かつ快適な生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）を行う行為をいう。

(2) 埋立て事業 土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域）以外の場所から発生し、又は採取された土砂等による土砂等の埋立

て等を行う事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル以上であるものをいう。

(3) 特定事業 埋立て事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が3,000平方メートル以上であるものをいう。

(4) 小規模事業 埋立て事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が3,000平方メートル未満であるものをいう。

(5) 事業区域 埋立て事業に供する区域をいう。

(6) 事業場 埋立て事業に供する施設及び事業区域をいう。

(土砂等の埋立て等に関係する者の責務)

第3条 土砂等の埋立て等を施工する者及び土砂等の埋立て等に供する区域の土地所有者（以下「事業者等」という。）は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するよう努めなければならない。

2 事業者等は、当該土砂等の埋立て等の施工に係る苦情又は紛争が生じた場合は、責任をもってその解決に当たらなければならない。

3 土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬する事業を行う者（以下「運搬事業者」という。）は、当該土砂等の汚染状況を確認し、土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

4 運搬事業者は、発生場所が異なる土砂等が混ざり合わないよう運搬しなければならない。

5 土砂等の発生する事業を行う者（以下「発生元事業者」という。）は、汚染され、又はそのおそれのある土砂等を排出することがないよう努めなければならない。

6 発生元事業者は、その事業活動に伴い発生する土砂等の減量化を図るとともに、当該土砂等の製品化その他の有効利用に努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て等の適正化に関する施策を推進しなければならない。

2 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、千葉県及び千葉県内の市町村と連携して土砂等の排出状況、運搬状況及び埋立て等の状況を把握するとともに、土砂等の埋立て等に関する監視体制の整備に努めなければならない。

第2章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止

(安全基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止)

第5条 何人も、土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準及び水質の汚濁に係る環境基準に準じて規則で定める基準をいう。以下「安全基準」という。）に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。

第3章 埋立て事業の規制

(埋立て事業の許可等)

第6条 埋立て事業を行おうとする事業者等は、事業区域ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、当該埋立て事業が次の各号に掲げる事業である場合にあってはこの限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業（以下「公共事業」という。）
- (2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）、千葉県土採取条例（昭和49年千葉県条例第1号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等（以下「許認可土砂等」という。）を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う事業
- (3) 許認可土砂等による小規模事業であって、最大高さが1メートル未満となる事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が許可の必要がないと認める事業

2 前項第3号に規定する事業を行おうとする事業者等は、あらかじめ規則で定めるところにより、許認可土砂等であることを証する書面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に届け出なければならない。この場合においては、次条の規定を準用する。

3 土砂等の埋立て等を行おうとする事業者等は、自ら当該土砂等の埋立て等に供する区域に隣接する区域その他の規則で定める区域において、当該土砂等の埋立て等を行う日前1年以内に土砂等の埋立て等を行い、又は行っている場合においては、新たに土砂等の埋立て等を行う区域の面積と既に行い、又は行っている区域の面積とを合算して第1項の許可を受けなければならない。ただし、市長が認める場合にあってはこの限りでない。

(埋立て事業の施工の妨げとなる権利を有する者の同意)

第7条 前条第1項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該申請に係る事業区域内の土地につき、規則で定める当該埋立て事業の施工の妨げとなる権利を有する者の同意を得なければならない。

(周辺土地所有者等の承諾)

第8条 第6条第1項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定める範囲の土地の所有者に対し、第11条第1項又は第2項に掲げる事項について説明し、承諾を得なければならない。ただし、許認可土砂等による埋立て事業であって、小規模事業及び最大高さが1メートル未満となる特定事業の場合にあってはこの限りでない。

2 前項に定めるもののほか、特定事業について、第6条第1項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該事業区域の近隣の住民に対し、第11条第1項又は第2項に掲げる事項について説明し、その承諾を得なければならない。ただし、許認可土砂等による特定事業であって、最大高さが1メートル未満となる事業の場合にあってはこの限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、第6条第1項の許可の申請をしようとする者は、埋立て事業によって特に影響を受ける者として市長が認める者がいるときは、あらかじめ、その者に対し、第11条第1項又は第2項に掲げる事項について説明し、その承諾を得なければならない。

(事前協議)

第9条 第6条第1項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより埋立て事業の計画について市長と協議しなければならない。

2 第6条第1項の許可の申請をしようとする者が、前項に規定する協議を開始した場合においては、規則で定めるところにより、当該協議に係る埋立て事業の計画について住民等に説明を行わなければならない。ただし、許認可土砂等による埋立て事業であって、小規模事業及び最大高さが1メートル未満となる特定事業の場合にあっては当該説明を省略することができる。

(土砂等の発生状況等の調査)

第10条 市は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等の性状、発生場所、排出状況、運搬経路等を調査することができる。

(許可の申請)

第11条 第6条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書

に、規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 埋立て事業の目的
- (3) 事業区域の位置及び面積
- (4) 埋立て事業に供する施設の設置計画及び位置並びに現場責任者の氏名及び職名
- (5) 事業区域の表土の地質の状況（許認可土砂等による埋立て事業の場合は、省略することができる。）
- (6) 埋立て事業に使用される土砂等の量
- (7) 埋立て事業の期間
- (8) 埋立て事業が完了した場合の事業区域の構造
- (9) 埋立て事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項
- (10) 埋立て事業が施工されている間において、事業区域内で採水をするための必要な措置
- (11) 埋立て事業が施工されている間において、事業区域以外の地域への当該埋立て事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための必要な措置
- (12) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項の許可を受けようとする者は、当該埋立て事業が、他の場所への土砂等の搬出を目的として当該土砂等のたい積を行うもの（以下「一時たい積事業」という。）である場合にあっては、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号から第4号及び第7号に掲げる事項
- (2) 事業区域の表土の地質の状況（許認可土砂等による埋立て事業及び当該表土と埋立て事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合は、省略することができる。）
- (3) 埋立て事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量
- (4) 埋立て事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造
- (5) 事業区域からの排水を事業場内で採水するための必要な措置
- (6) 埋立て事業に使用される土砂等について、発生場所ごとに当該土砂等を区分するための必要な措置
- (7) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

(申請の制限)

第12条 第6条第1項の許可を受けようとする者は、特定事業の期間について3年(小規模事業に係るものである場合は1年)を超えて申請することができない。

2 前項に定めるもののほか、第6条第1項の許可を受けようとする者は、第28条又は第30条の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

(許可の基準)

第13条 市長は、第11条第1項の許可の申請が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、第6条第1項の許可をしてはならない。

(1) 埋立て事業に使用される土砂等が、千葉県内から発生したものであり、かつ、発生場所が特定されていること。

(2) 埋立て事業に使用される土砂等の運搬過程において、別の発生元の土砂等が混入するおそれのないこと。

(3) 申請者が次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

イ 第28条又は第30条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者

ウ 第29条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る君津市行政手続条例(平成8年君津市条例第22号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)であった者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。)ただし、申請者が第29条第1項第2号又は第6号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

エ 第29条第1項の規定により埋立て事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

オ 埋立て事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

キ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからカまでのいずれかに該当する者

(4) 第7条に規定する同意を得ていること。

(5) 第8条第1項から第3項に規定する承諾を得ていること。

(6) 特定事業にあつては、現場事務所を設置すること。

(7) 現場責任者を置くこと。

(8) 事業区域の表土が安全基準（水質汚濁に係る環境基準を除く。以下第2項及び第19条において同じ。）に適合する土砂等であること。ただし、埋立て事業に使用する土砂等が許認可土砂等である場合を除く。

(9) 埋立て事業が完了した場合において、当該埋立て事業に使用された土砂等のたい積の構造が、事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(10) 第11条第1項第9号に規定する搬入計画において、埋立て事業に使用される土砂等の発生場所が特定されていること。

(11) 第11条第1項第9号に規定する搬入計画において、許可を受けた日から6月以内に埋立て事業に着手する計画となっていること。

(12) 埋立て事業が施工されている間において、事業区域内で採水を行うために必要な措置が図られていること。

(13) 埋立て事業が施工されている間において、事業区域以外の地域への当該埋立て事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。

2 市長は、第11条第2項の許可の申請が前項第1号から第7号及び次に掲げる事項に適合しているときでなければ、第6条第1項の許可をしてはならない。

(1) 事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。ただし、埋立て事業に使用する土砂等が許認可土砂等である場合及び当該表土と一時たい積事業に使用される土砂等が遮断され、土壌の汚染が防止されていると認められる場合を除く。

(2) 事業場の構造が、当該事業場の区域以外の地域への一時たい積事業に使用された土

砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(3) 一時たい積事業が施工されている間において、事業区域からの排水を事業場内で採水するために必要な措置が図られていること。

(4) 一時たい積事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。

3 第11条第1項及び第2項の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合にあっては、第1項第9号及び第13号並びに前項第2号の規定は適用しない。

(警察の意見の聴取)

第14条 市長は、前条第1項第3号カに該当するかどうかについて、千葉県君津警察署長の意見を聴くことができる。

(環境審議会の意見の聴取)

第15条 市長は、第5条並びに第13条第1項第9号及び第2項第2号の基準を定めるときは、君津市環境審議会の意見を聴くことができる。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

(変更の許可等)

第16条 第6条第1項の許可を受けた者は、第11条第1項又は第2項に掲げる事項の変更をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更にあつては、この限りでない。

2 第6条第1項の許可を受けた者が第28条又は第30条の規定による命令に従って、当該許可に係る第11条第1項又は第2項に掲げる事項を変更しようとする場合は、前項の規定は適用しない。

3 第1項の許可を受けようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 変更の内容及びその理由

(3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める事項

- 4 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、前項の申請を行った後に、当該申請の内容について住民等に説明を行わなければならない。
- 5 第1項の許可を受けようとする者は、第6条第1項の許可に係る埋立て事業の期間を変更する場合にあつては、当該許可に係る埋立て事業の期間が満了する日から通算して1年を超えて申請することができない。
- 6 第1項の許可を受けようとする者は、第6条第1項の許可に係る事業区域の面積を変更する場合にあつては、新たに事業区域となる区域の面積について、当該許可に係る事業区域の面積の10分の2を超えて申請することができない。
- 7 前項の申請をしようとする者は、新たに事業区域となる区域において第7条及び第8条の規定を準用する。
- 8 第1項の許可を受けようとする者は、第28条又は第30条の規定により命令を受けた者である場合であつて、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。
- 9 第1項の許可の基準については、第13条の規定を準用する。
- 10 第6条第1項の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の条件)

第17条 第6条第1項の許可（前条第1項及び第26条第1項の許可を含む。以下この章（次条を除く。）において同じ。）には、条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該第6条第1項の許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

(埋立て事業の着手の届出)

第18条 第6条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て事業に着手したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(土砂等の搬入の届出)

第19条 第6条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証するため

に必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

(1) 当該土砂等が、許認可土砂等であり、当該許認可土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。

(2) 当該土砂等が、他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う場所（当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。）から発生し、又は採取された土砂等である場合であって、当該発生場所から発生し、又は採取されたことを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該土砂等について土壌の汚染のおそれがないと市長が認めたとき。

（土砂等管理台帳の作成等）

第20条 第6条第1項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに土砂等管理台帳を作成し、1年ごとに閉鎖しなければならない。

2 第6条第1項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に前項の規定により作成する土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る埋立て事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。

（地質検査等の報告）

第21条 第6条第1項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業区域の土壌についての地質検査及び水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、当該許可に係る埋立て事業に使用された土砂等が許認可土砂等その他土壌の汚染のおそれがないと市長が認めたものであるときはこの限りでない。

2 第6条第1項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、その旨を市長に報告しなければならない。

（関係書類等の縦覧）

第22条 第6条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る現場事務所等において、当

該許可に係る埋立て事業が施工されている間、当該埋立て事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写し並びに第20条に規定する土砂等管理台帳を規則で定める住民等の縦覧に供しなければならない。

(標識の掲示等)

第23条 第6条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る事業場内の見やすい場所に、当該許可に係る埋立て事業が施工されている間、規則で定める標識を掲示しなければならない。

2 第6条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て事業が施工されている間、当該許可に係る事業区域と当該事業区域以外の区域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(埋立て事業の廃止等)

第24条 第6条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て事業の廃止をし、又は中止をしようとするときは、当該埋立て事業による土壌の汚染及び当該埋立て事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じた上で、当該埋立て事業の廃止をし、又は中止をしなければならない。

2 第6条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て事業の廃止をしたとき、又は中止をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該埋立て事業の中止をしようとする場合であって、当該中止をしようとする期間が2月未満であるときは、届け出を要しない。

3 廃止の届出があったときは、第6条第1項の許可はその効力を失う。

4 市長は、第2項の規定による届出があったときは、速やかに当該埋立て事業について第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第2項の規定による届出に係る埋立て事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(埋立て事業の完了等)

第25条 第6条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る埋立て事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る埋立て事業が第6条第1項の許可の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

3 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第1項の規定による届出に係る埋立て事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(譲受け)

第26条 第6条第1項の許可を受けた者から当該許可に係る埋立て事業を譲り受けようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、あらかじめ規則に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 申請者が第13条第1項第3号キに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

(4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項

3 第1項の許可を受けようとする者は、第28条又は第30条の規定により命令を受けた者である場合であって必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

4 第1項の許可の基準については、第13条第1項第3号の規定を準用する。

5 第1項の許可を受けて埋立て事業を譲り受けた者は、当該埋立て事業に係る第6条第1項の許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

(相続等)

第27条 第6条第1項の許可を受けた者について相続、合併又は分割があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該許可に係る埋立て事業を承継した法人は、当該許可を受けた者のこの

条例の規定による地位を承継する。

- 2 前項の規定により第6条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。

(措置命令)

第28条 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等を行っている者に対し、直ちに当該土砂等の埋立て等を停止し、又は現状を保全するために、相当の期限を定めて必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- 2 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壤に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、相当の期限を定めて当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壤の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- 3 市長は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該土砂等の埋立て等を行ったものに対し、当該土砂等の埋立て等を停止し、又は相当の期限を定めて当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- 4 市長は、第6条第1項の許可の規定に違反して埋立て事業を行った者に対し、当該埋立て事業を停止し、相当の期限を定めて当該埋立て事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- 5 市長は第17条の規定に違反して埋立て事業を行った者に対し、相当の期限を定めて当該埋立て事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又はその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第29条 市長は、第6条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき

は、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る埋立て事業の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第6条第1項、第16条第1項又は第26条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 第6条第1項の許可に係る埋立て事業を引き続き1年以上行っていないとき。
- (3) 第16条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- (4) 第17条の条件に違反したとき。
- (5) 第19条から第23条までの規定に違反したとき。
- (6) 第27条第1項の規定により第6条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第13条第1項第3号アからキまでのいずれかに該当するとき。
- (7) 前条の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により第6条第1項の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る埋立て事業について前条の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しに係る埋立て事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（廃止、完了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令）

第30条 市長は、第24条第5項、第25条第3項、又は前条第2項の規定に違反した者に対し、相当の期限を定めてその埋立て事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

（知事への通報）

第31条 市長は、土砂等の埋立て等の区域の土壌が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めるときは、直ちに千葉県知事に通報しなければならない。

（関係書類等の保存）

第32条 第6条第1項の許可を受けた者は、当該埋立て事業について第24条第2項の規定による廃止の届出若しくは第25条第1項の規定による完了の届出をした日又は第29条第1項の規定による第6条第1項の許可の取消しの通知を受けた日から5年間、当該埋立て事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。

- 2 前項の書類及び図面の写しについては、これらに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第4項において同じ。）の保存をもって、当該書類及び図面の写しの保存に代えることができる。この場合における前項及び第39条第3号の規定の適用については、当該電磁的記録は、当該書類及び図面の写しとみなす。
- 3 第6条第1項の許可を受けた者は、第20条に規定する土砂等管理台帳を同条第1項の規定による閉鎖後5年間保存しなければならない。
- 4 前項の土砂等管理台帳については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録の保存をもって、当該土砂等管理台帳の保存に代えることができる。この場合における前項及び第38条第5号の規定の適用については、当該電磁的記録は、当該土砂等管理台帳とみなす。

第4章 雑則

（報告の徴収）

第33条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、土砂等の埋立て等を行う者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第34条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、土砂等の埋立て等を行う者の現場事務所、事業場その他の業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（手数料）

第35条 第6条第1項、第16条第1項又は第26条第1項の許可を受けようとする者は、次に定めるところにより、申請を行う際に手数料を納めなければならない。

- (1) 第6条第1項の許可に係る申請手数料（小規模事業）1件につき 20,000円
- (2) 第6条第1項の許可に係る申請手数料（特定事業）1件につき 48,000円
- (3) 第16条第1項の許可に係る申請手数料（小規模事業）1件につき 10,000円

円

(4) 第16条第1項の許可に係る申請手数料（特定事業）1件につき 28,000円

(5) 第26条第1項の許可に係る申請手数料1件につき 20,000円

2 前項の規定により徴収した手数料は、還付しない。

（委任）

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

（罰則）

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条第1項、第16条第1項又は第26条第1項の規定に違反して埋立て事業を行った者

(2) 第28条、第29条第1項又は第30条の規定による命令に違反した者

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第19条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第20条第1項の規定に違反して土砂等管理台帳を作成せず、又は同条の規則で定める事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

(4) 第20条第2項、第21条又は第33条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第32条第3項の規定に違反して土砂等管理台帳を保存しなかった者

(6) 第34条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第10項、第18条、第24条第2項、第25条第1項又は第27条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第23条の規定に違反して標識を掲示せず、又は境界を明らかにする表示をしなかった者

(3) 第32条第1項の規定に違反して書類又は図面の写しを保存しなかった者

（両罰規定）

第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。ただし、附則第6項の規定は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第6条又は第10条の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第6条の規定による許可（以下「旧許可」という。）を受けて旧条例第2条第1項第2号に規定する小規模埋立て等（以下「旧小規模埋立て等」という。）を行っている者は、第6条の規定にかかわらず、当該旧許可の期間が満了する日までの間は、なお従前の例により当該小規模埋立て等を行うことができる。施行日以後に前項の規定によりなお従前の例により旧許可を受けて旧小規模埋立て等を行う者についても同様とする。

4 この条例の施行の際現に発せられている旧条例第19条、第20条第1項及び第21条の規定による命令は、なお効力を有する。前項の期間経過の際現に旧条例第19条、第20条第1項及び第21条の規定により発せられている命令についても同様とする。

5 この条例の施行前にした行為、附則第3項の規定により従前の例によることとされる旧小規模埋立て等に係る施行日以後にした行為及び前項の規定によりなお効力を有することとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

6 この条例を施行するために必要な規則の制定又は改正、第9条の規定による事前協議及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。